　　　南幌町旅客運送事業者等支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内の旅客運送事業者等に対して、経営の継続を支援するため南幌町旅客運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、旅客運送事業者等とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業のほか、公安委員会が認定し、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する業態を行う事業者をいう。

　（支援金の交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　令和３年１０月１日時点において町内に主たる事業所を有する旅客自動車運送事業者等であること。

（２）　新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施していること。

（３）　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者でないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していなこと。

（４）　法令及び公序良俗に反していないこと。

（５）　町税等を滞納していないこと。

（６）　当該年度において本支援金を受給したことがないこと。

２　前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めた者

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、基本額として交付対象者のうち法人事業者については１事業者につき４０万円、個人事業者については１事業者につき３０万円のほか、旅客運送事業等に供するために保有する乗合バス及び貸切バスの車両台数１台につき３万円、その他旅客運送事業等に供するために保有する車両台数１台につき２万円を交付する。

　（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は、令和４年１月３１日までに南幌町旅客運送事業者等支援金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（支援金の交付決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、南幌町旅客運送事業者等支援金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（交付決定の取消し）

第７条　町長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合は、支援金の交付決定を取消すことができる。

２　前項の規定により交付決定を取消したときは、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

　（支援金の返還）

第８条　町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

　（実態調査）

第９条　町長は、支援金の交付に関して必要があるときは、交付申請の内容について実態を調査することができる。

　（その他）

第１０条　この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和２年１０月１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和３年３月３１日から施行する。

　　　附　則

　この告示は、令和３年１１月　　日から施行する。